\bigcirc (昭和五十六年建設省告示第千百号) (抄) 建築基準法施行令第四十六条第四項表一(項から七項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件

(—)			別表第	
構造用合板又は化粧ばり構造用合板(合板の日本農林規格用合板(合板の日本農林水産省告示いう。)に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同語を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。)	材料	(b))	_	改正
略	(略) (略)	(3)		案
略	(略)	(2)		
略	略)	(は)		
			別表第一	
構造用合板 (構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農本農林規格(昭和五十一年農本農林規格(昭和五十一年農本という。)に用いる場合は特類に限る。)で、厚さが五ミリメートル(屋外に面するにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェにおいては、表面単板をフェルと同等以上の安全上必要さ、七・五ミリメートル)以き、七・五ミリメートル)以	材 料	(b)		現
略	(略) (略)	(z)		行
略	(略)	(3)		
(略	(略)	(は)		

(傍線部分は改正部分)

	(六) (六)	()				別表第二		(+)
一(略)	(略)	横造用合板又は化粧ばり合本の は、合板の日本農林規格に が、自ながは・五ミ が、自ながは・五ミ は、合板の日本農林規格に は、合板の日本農林規格に		料	(v)		二 (略)	(略)
	略)	略)	略)	(略) (略)	(3)			(略)
	(略)	略)	(略)					
	(略)	(略)		(略)	(は)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(IZ)			略)
1,	(六)	()				別表第二		(+)
二 (略)	(略)	では、 は特類に限る。)で、厚さ は特類に限る。)で、厚さ が七・五ミリメートル以上 が七・五ミリメートルの場合 の(屋外壁等に用いる場合 のものに限る。)		材料((v)	_	二(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(ろ)			(略)
	略)	(略)	(略)					
	(略)	(略	l l	(略)	(は)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(IZ)			(略)

 \bigcirc

()					()		- 第第		
							には、 係、構 、材 へ る 構 造 略 料 略		
いる壁材 がある部分以外の部分に用れのある部分及び(一)に掲れのある部分及び(一)に掲常時湿潤状態となるおそ		用いる壁材のある部分を除く。)に時温滑が態となるまそれ	型引た際になったにおそれのある部分(壁材又は湿潤状態と	る部分を除く。)に用いので有效に防水されてい	その他これに類する外に面する部分(防	構造部材の種類	規定に限る。)造部材及び材料の上主要な知り	改	
材 (一) 料 に 掲 げる	(略)	造用合板 根挺ばり構			構造用合板	材料の種類	るものとしない。 でで、次のではない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのとしない。 でのといるでは、 とのといるでは、 でのといるでは、 とのといるでは、 とのといるでも、 とのといるでも、 とのといると、 とのといると、 とのと。 とのと。 とのと。 とのと。 とのと。 とのと。 とのと。 との	正	
規定する一類を含ついては、合板規格に構造用合板及び規格(構造用合板及び人のでは、	(略)	類合板規格に規定する特	う。)に規定する特類	以下「合板規格」とい告示第二百三十三号。	平成十五年農林水産省合板の日本農林規格(規格	に適合するものとしなければならない。料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質	米	
(_)					()		ニーニー		
がる壁材 がる部分以外の部分に用れのある部分及び(一)に掲		用いる壁材のある部分を除く。)に明温滑状態となるまそれ	おそれの壁材又は	る部分を除く。)に用いので有効に防水されてい	その他に面は	構造部材の種類	に係る規定に限る。)に適合するものとしは、構造部材及び材料の種類に応じ、次の一 構造耐力上主要な部分に使用する床材、(略) (略) (略)	現	
材(一) 料 に 掲 げる	(略)	(新設)			構造用合板	材料の種類		行	
ででは、構造用合板に 規格(構造用合板にの 規格(構造用合板にの	(略)	(新設)	う。) に規定する特類用 合 板 規 格 」 と い	七十一号。以下「構造林水産省告示第千三百	規構	規格)に適合するものとしなければならない。1料の種類に応じ、次の表に掲げる規格(構造耐力部分に使用する床材、壁材又は屋根下地材の品質	行	(傍線部分は改正部分)

第第 八一七五七 六一四三三 六一四三・		<u>(=)</u>		,
屋七小第十とる。メ級クメ間定以造床五床へ四				
根 屋 六 、場 の 又 ル 隔 す 上 用 材 板 略 版 (床材又は屋根下地材		
に略等 (略れにのル三 ル五一パ板 (略) 厚		又は長		
使 略 でおいては、 「		是 根 下		
(以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下「構造用合 (以下」 (以下」 (以下」 (以下」 (以下」 (以下」 (以下」 (以下」		- 地 材		
(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格) (格				
地 で 十 床 お 又 ネ 板 ル ° ド 合 ト 材	造化	構	m/z	
、 り間は根構厚とし構」以 厚 メ隔、太造さな造り と用けるけ用のの構 ト三規側パ五場れパう構 二 ル十格根ネミ合ばネ。	略) 無ばり	構造用合板	略)	
さ	構	+		J
リートセ規と規メおら、、合	(略) 類には、規	類な規	(略)	む。)
メ の ン 定 の 格 ー い な 構 厚 板 ー 硬 チ す 間 に ト て い 造 さ 若 ト 質 メ る 隔 規 ル は 。用 十 し ル 木 ー ー が 定 以 、た パ 八 く	一格類に	は一類に		
一硬チす間にトてい造さ若ト質メる隔規ルは。用八くル木 ー が 定 以 ト 深 え く は以片 ト 級 三 す と し ル リ上セ ル ス 十 る の さ し ル リ	規定	, –		
のメ以は一一パ十、規メ粧	する	規定する特		
	特	特		
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1				
八一七五七		(\equiv)		
八一七五七 六一四二二 「		. ,		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(. ,		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(. ,		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(. ,		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(三 床材又は屋根下地材		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(. ,		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は((路)	、 床材又は屋根下地材	(路	
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は((新設)	、 床材又は屋根下地材	(略)	
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(設)	、		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(設)	、	(略) (略)	
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(設)	、		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(設)	、		
・・・・トとニセ級テニ床格 ー ・ ・ 屋七小第十 板す級ン、ィミ根にト床五床(四根 屋六 とる)チニクリ太規ル材 板略 版(組 、 場のメ級ルメ間定以は(設)	、 床材又は屋根下地材		

九~十三 造用合板等、厚さ十二ミリメートル以上のパーティクルボード、構造チメートル以下とする場合においては、厚さ九ミリメートル以上の構る。)としなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十セン用パネル(構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限 おいては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のも用パネル(たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合に 厚さ十八ミリメートル以上のものに限る。 たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、のに限る。)又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板 用合板等、 厚さ十五ミリメート ル 以上のパーティクル とすることができる。 ボ Ì K · 文 は 構 限造

第八~

(略

に限る。) 又は厚さ十五ミリメートル以上の硬質木片セメント板(たる・) としなければならない。ただし、たるき相互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、構造用パネル規格に規定する一級、二級若しくは三級のものいては、構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限った。) としなければならない。ただし、たるき相互の間隔を五十センパネル(構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限パネル(構造用パネル規格に規定する一級若しくは二級のものに限別を扱い、厚さ十五ミリメートル以上のパーティクルボード又は構造用 るき相 さ十八ミリメートル以上のものに限る。 互の間隔が三十一センチメートルを超える場合においては、)とすることができる。

厚

九~十三

- 4 -

 \bigcirc 法を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号)(抄) 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方

(略) ———	農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規一 構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和四十四年	略) ———		
略)	耐力壁の種類	(略)	耐力壁の種類	
値を乗じて得 を乗じて得 を乗じて得 を乗じて得 を乗じて得 を 乗じて得 を 要 がの表二に応じ と で る と り に 応 じ て 得 た 長 さ る と り に 応 じ る と う に が の 表 二 に れ る も 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	現 行	大川条第二項の は、それぞれの は、それぞれの は、それぞれの は、それぞれの がる区分に応じ メートル以下の があると があると があると があると があると があると があると があると	改正案	
 	(傍線部分は改正部分)			
		į	著で気める作(31月一三名 国ニグ気名音元賞三三国ローーサ)	,

(略)	耐力壁の種類		(略)	耐力壁の種類
	1—11	表		表一—二
(略)	(九) (略)		(略)	三~九 (略)
(略)	付けた耐力壁ートル未満のものを片側全面に打ちートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ちートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメ構造用合板のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメ	(_)	(略)	(二) 構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリ 横造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリ
	格」という。)に規定する特類又は一類(屋外に面する部分(防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおそれのある部分(常時湿潤状態となるおそれのあるお厚さ七・五ミリメートル以上の一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九だボード(日本工業規格(以下「JIS」という。)A 下ボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード(JIS A五九〇八(パーティクルボード)――九九四に規定する―八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁ートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁			下「合板規格」という。)に規定する特類又は一類(屋に防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおに防水されている部分を除く。)又は湿潤状態となるおった。以下「構造用合板等」という。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の一級者しくは厚さ九ミリメートル以上の一級をいう。以下同じ。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級をいう。以下同じ。)のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一般(以下「JIS」という。)、ハードボード(日本工業規格(以下「JIS」という。)、ハードボード(日本工業規内が、大十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格(昭和7011)では、11000円で、1100円で、1100円で、1100円で、1100円で、1100円で、1100円で、1100円で、1100円で、110円

			 1		, ,		
はラスシーはアスシード、構造	レ造造	壁材の	十 六 表 な 六 ら 十 ・		(<u>=</u>)	(_)	(—)
セ造 トメ用	、、、 、パ化 1 粧	種類	らない。 壁の枠組材と壁材とは、 一生の枠組材と壁材とは、 十五 (略)	(略)	構造用合板等で原 上七ミリメートル 上七ミリメートル 下が未満の二級、	壁 上のもの又は構治 上のもの又は構治	側全面に打ち付け構造用合板等のな
(略)	(略)	(略)			- トル以上のル 大満のもの	造用パネルを片側全面一級若しくは厚さ七ミリーがのうち厚さ七ミリーを表表しては厚さ七ミリーのがありまままが、	けた耐力壁
(略)	(略)	(略)	次の表に掲げるとおり緊結しなければ		を片側を五に上り、	トレース リート ガー・ ガー・ ガー・ オート・ コーナー オーナー・ エー・カート しゅっしゅ しゅうしゅう しゅう	リメートル以上
	(略)	(略)	おり緊結しない		面に打ち付けいよれまります。	ち付けた耐力トル以上れまり	上の一級を片
			け れ ば	(略)	(略)	略)	(略)
	ク構だれ	壁材の	十六表な六~二		(=)	(=)	()
してガトメ目	 ちょう である で	種類	・三 (略) ・三 (略)	略)	構造用合板で厚さ七耐力壁	構造用合板のうち厚さ七 ートル未満の一級若しく の、パーティクルボード 級、ハードボードのうち とのもの又は構造用パネ	
(略)	(略)	(略)			以 の ド ・ 上 も ボ 五	構造用パネルを片側全面クルボードのうち厚さ七ミリメー級若しくは厚さ七ミリメー級若しくは厚さ九ミリ	₹ IJ
(略)	(略)	(略)	表に掲げると		片質さト側木五ル	にニーメト 打ミトール	メートル以上の
	(略)	(略)	次の表に掲げるとおり緊結しなければ		全面に打ち付けたミリメートル以上	ち付けた が以上 かい い以上 のも かい に がい に に がい に に がい に に に に に に に に に に に に に	の一級を片側
			けれ	(略)	(略)	(略)	(略)

第三 (略)	七~十 (略)	メント板と、それぞり	以下とする場合におい	又は二級)のものに四	十一センチメートルな	る一級、二級又は三紀	のパーティクルボード	さ十二ミリメートルロ	し、床根太間隔を五-	規格に規定する一級の	メートル以上のパーニ	六 床材は、厚さ十五~	一~五 (略)	は、次の各号に定めるよ	ものを用いる場合におけ	第二 構造耐力上主要な部	H.	(各)
		それぞれすることができる。	いては、厚さ十	限る。)と、由	を超える場合に	級(床根太相互	ド又は構造用が	以上の構造用合	十センチメート	のものに限る。	ティクルボード	ミリメートルロ		るところによる。	ける技術的基準	部分である床版	E	(各)
		(きる。 (八ミリメー	床根太間隔を一	においては、日	又は床根太	用パネル(構造用	板等、厚さ	トル以下とする)としなけ	又は構	以上の構造用合			術的基準に適合する当該床版	に、枠組壁	F	(格)
			トル以上の硬質木片セ	三十一センチメートル	同規格に規定する一級	と側根太との間隔が三	用パネル規格に規定す	十五ミリメートル以上	する場合においては、厚	ればならない。ただ	造用パネル(構造用パネル	合板等、厚さ十八ミリ			ヨ該床版の構造方法	工法により設けられる	H.	(各)
第三 (略)	七~十 (略)	ト板と、それぞれす	とする場合においては、	二級)のものに限る。	センチメートルを超え	級、二級又は三級(主	ティクルボード又は	ニミリメートル以上	床根太間隔を五十セ	格に規定する一級のも	ートル以上のパーテ	六 床材は、厚さ十五	一~五 (略)	は、次の各号に定める	ものを用いる場合におり	第二 構造耐力上主要な部	(田)	(格)
		することができる。	は、厚さ十八ミリ	る。)と、床根太間	る場合にお	床根太相互又は	構造用パネル	の構造用合板、	センチメートルコ	のに限	イクルボードロ	五ミリメートル以		めるところによる。	ける技術的基準	部分である床版.	(田)	(烙)
		ବ୍ତ	メート	隔を	いては、同規格	又は床根太と側切	(構造用パネン	厚さ十五	以下とする場合	る。)としなければ	又は構造用パネル	以上の構造用合			的基準に適合する当該床版	成に、枠組壁工	E .	(格)
			ル以上の硬質木片セメン	三十一センチメート	規格に規定する一	根太との間隔が三	ル規格に規定する	ミリメートル以上	場合においては、厚さ	ればならない。ただ	ネル(構造用パネル規	合板、厚さ十八ミリメ			当該床版の構造	上法により設け	H >	(烙)

 \bigcirc 十一号) 薄板軽量形鋼造の建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件 (抄) (平成十三年国土交通省告示第千六百四

第五 第 壁材の 第三号までに規定する構造計算に限る。)を行った場合は、この限り慮して、第十二第一号ハに定める構造計算(令第八十二条第一号から及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考励力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向 イ~ホ 第三 によること。 種 (略) アム 壁材の種類及び 板化 び 以 厚 5パーティクルボー仮、構造用パネル及 類 ムデンシティファトル以上のミディ 上の 又は厚さ七ミリメ さ九ミリメ 粧 ば の構造用合板、 略 ŋ 構 造 周 改 用 囲 合 の枠 略 略 略 略 組 材との接合は、 正 案 次の表に定めるところ 略 略 略 第 五 一 壁材の ではない。 第三号までに規定する構造計算に限る。)を行った場合は、この限り慮して、第十二第一号ハに定める構造計算(令第八十二条第一号から及び繰り返し加力実験によって確認された耐力壁の剛性及び耐力を考耐力壁は、次に定める構造としなければならない。ただし、一方向 イ~ホ 第三 によること。 ル以上のミディアムーティクルボード又 は厚さ七ミリメート 以上の構造用合板、以上の構造用合板、 種 デンシティファイバ 壁材の種類及び周 類 (略) ボ 略 現 囲 の枠 (略 略 略 略 組 材との接合は、 行 次の表に定めるところ 略 略 略 傍 線部分は 改 正 部 分

第六~第十二 (略) 三~四 (略)	(略) (略)
	(略)
	(略)
第六~第十二	(略)
7. 1. (略) 1. (略)	(略)
	(略)
	(略)

 \bigcirc 丸太組構法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件(平成十四年国土交通省告示第四百十一号

(傍線部分は改正部分)
現
今第四 (略)
五 床板
階部分及び二階部分の構造耐力上主要な部分に丸太組構法を用いた建
築物の二階部分の床版は、次に定めるところによらなければならない。た
だし、小屋裏利用二階建て建築物にあっては、この限りでない。
(略)
二階部分の床材は、厚さ十二ミリメートルの構造用合板 (構造用合
板の日本農林規格 (昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号)
に規定する二級をいう。)、構造用パネル(構造用パネルの日本農林
規格(昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号)に規定する一級又
は二級をいう。) 又はこれらと同等以上の剛性及び耐力を有するもの
としなければならない。
第六~第九 (略)